健康增進法施行令平成十四年政令第三百六十一号

に基づき、この政令を制定する。(同法第二十九条第二項及び附則第六条の規定(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)第十条第二項、第十六条、第二十六条第四項内閣は、健康増進法(平成十四年法律第百三

所の行う事務)(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究

(発生の状況の把握を行う生活習慣病) 条第二項の政令で定める事務は、集計とする。 第一条 健康増進法(以下「法」という。)第十

第二条 法第十六条の政令で定める生活習慣病

設は、次に掲げる施設とする。 (第一種施設)

衛医科大学校 衛医科大学校 昭和二十二年法律第二十六学校教育法 (昭和二十二年法律第三六十号)第一条に規定する大学院の用途に供する施設を として厚生労働省令で定めるものに限る。) として厚生労働省令で定めるものに限る。) として厚生労働省令で定めるものに限る。) として厚生労働省令で定めるものに限る。) として厚生労働省令で定めるものに限る。) として厚生労働省令で定めるものに限る。) として厚生労働省令で定めるものに限る。) 第一条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校 (昭和二十二年法律第二十六号)第十四条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校

は、「はないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、「中の第五号に掲げる業務に係る国立研究開発(平成十一年法律第百九十九号)第十二条第四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法

る。)
ものとして厚生労働省令で定めるものに限め施設(二十歳未満の者が主として利用するの施設(二十歳未満の者が主として利用する掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構法律第二百十四号)第十一条第一項第一号に 独立行政法人海技教育機構法(平成十一年

九十三号)第十六条第六号に規定する施設究開発法人に関する法律(平成二十年法律第六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研

活援助事業、

点事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠第十五項に規定する親子再統合支援事業、同同条第十三項に規定する親子再統合支援事業、同条

同条第二十項に規定する児童育

隊高等工科学校十九号)第三十三条の二に規定する陸上自衛七 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七

は、前分子であげらっつうまか、ここ 最も晴つ海上保安大学校及び海上保安学校大学校及び海上保安学校五十五号)第百九十二条に規定する航空保安五十五号)第百九十二条に規定する航空保安工工工を通省組織令(平成十二年政令第二百

定する助産所に規定する診療所及び同法第二条第一項に規に規定する診療所及び同法第二条第二項一条の五第一項に規定する病院、同条第二項一条の五第一項に規定する病院、同条第二項

る薬局
・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及びに関する法律(昭和三十五年)の一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、

療院 健施設及び同条第二十九項に規定する介護医健施設及び同条第二十八項に規定する介護老人保 一分 漢保険法 (平成九年法律第百二十三

師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行

> るものを除く。) るものを除く。) るものを除く。)

認定こども園年法律第七十七号)第二条第六項に規定する総合的な提供の推進に関する法律(平成十八総合的な提供の推進に関する教育、保育等の下が一就学前の子どもに関する教育、保育等の

鑑別所号)第八条第一項に規定する少年院及び少年号)第八条第一項に規定する少年院及び少年工士法務省設置法(平成十一年法律第九十三

(喫煙目的施設の要件)

る。 なの各号のいずれかに該当することとすは、次の各号のいずれかに該当することとす第四条 法第二十八条第七号の政令で定める要件

をする場所とするものであること。施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙

ものを除く。) を行うものであること。 常主食と認められる食事を主として提供する で、当該施設の屋内の場所において喫煙をすし、当該施設の屋内の場所において喫煙をすし、当該施設の屋内の場所において喫煙をすし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併る場所を操作する者に対して、たばこを販売する者ので終ること。

食をさせる営業を行うものを除く。)。 とするものであること (設備を設けて客に飲い煙をする場所を提供することを主たる目的 撃煙をする場所を提供することを主たる目的 なっつ、対面により販売している場合に限 よって、対面により販売している場合に限 る。)をし、当該施設の屋内の場所において 関煙をする場所を提供することを主たる目的を除く。)を行うものであること。

第五条 法第三十五条第六項の政令で定める施設設) 設

は、前条第二号又は第三号に掲げる要件に該当

(適用除外)する施設とする。

場所は、次に掲げる場所とする。 第六条 法第四十条第一項第三号の政令で定める

事業鉄道等車両又は同条第十二号に規定する 一 法第二十八条第十一号に規定する旅客運送

個室に限る。) の場所 旅客運送事業船舶の客室(宿泊の用に供する

除く。) (法第四十条第一項第二号に規定する場所を) 宿泊施設の客室(個室に限る。) の場所

(特別用途表示の許可等に係る手数料)

第七条 法第四十三条第四項(法第六十三条第二年) とする。

円) というでは、七千六百組織を使用する場合にあっては、七千六百項の規定により同項に規定する電子情報処理項の規定により同項に規定する電子情報処理技術を活用した行政の推進等に関する法律技術を活用した行政の推進等に関する法律

二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を囲内において、内閣総理大臣が特別の用途をの許可又は法第六十三条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める領

(登録試験機関の登録手数料の額

は、二十四万二千八百円とする。 第八条 法第四十四条の政令で定める手数料の額

(登録試験機関の登録の有効期間)

は、五年とする。 第九条 法第四十七条第一項の政令で定める期間

(登録試験機関の登録更新手数料の額)

万九千円とする。 第四十四条の政令で定める手数料の額は、十五 第四十四条の政令で定める手数料の額は、十五

(消費者庁長官に委任されない権限)

(地方厚生局長への権限の委任) 及び第六十七条の規定による権限とする。 及び第六十七条の規定による権限とする。 除れ、法第四十三条第七項、第六十五条第二項

在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただする物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所規定による権限は、法第六十六条第三項に規定規定によいて準用する法第六十一条第一項の第三項において準用する法第六十六条第三項の規定により消費

(施行期日)

とを妨げない。 し、消費者庁長官が自らその権限を行使するこ

(施行期日) 抄

五月一日)から施行する。 第二条 栄養改善法施行令 (昭和五十九年政令第 (栄養改善法施行令の廃止) 法の施行の日 (平成十五年

第一項の厚生労働省令で定める事項について都設置者であって、法の施行の際現に法第二十条第三条 法附則第三条に規定する特定給食施設の あっては、市長又は区長)に届け出ているもの 道府県知事(保健所を設置する市又は特別区に 百三十八号)は、廃止する。 (法附則第六条の政令で定める経過措置) 1

同項の規定による届出をした者とみなす。 五〇三号) 則 (平成一五年一二月一〇日政令第

(平成十六年二月二十七日) から施行する。 この政令は、健康増進法の一部を改正する法 (平成十五年法律第五十六号)の施行の日 則 (平成一六年三月一九日政令第四

六 附号 💵

この政令は、 則 (平成二一年八月一四日政令第二 平成十六年三月二十九日から施

る。

(施行期日) 一七号)

法の施行の日 行する。 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置 (平成二十一年九月一日) から施

号 則 (平成二五年七月三日政令第二一

(施行期日)

2 三条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例料の額については、この政令による改正後の第第一項の承認を行うについて必要な試験の手数法第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条 する。 (経過措置) この政令の施行の日前に申請された健康増進 この政令は、 平成二十五年十月一日から施行

による。 則 抄 (平成二七年二月四日政令第三五

1 する。 この政令は、 平成二十七年四月一日から施行

号 附 則 (平成二七年三月六日政令第六八

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十七 年四月一日)から施行する。

四号) 附 則 (平成二七年三月一八日政令第七

する。 この政令は、平成二十七年四月一日から施行

号附 則 (平成二八年二月三日政令第三六

(施行期日)

する。 この政令は、 平成二十八年四月一日から施行

七号訓 則 (平成三一年二月二二日政令第1

月一日)から施行する。 三号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年七 律(平成三十年法律第七十八号)附則第一条第 この政令は、健康増進法の一部を改正する法

八附号則 則 (平成三一年二月二二日政令第1

この政令は、令和二年四月一日から施行す

附 号) 則 抄 (令和元年一〇月九日政令第一)

(施行期日)

第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正 する。 和三年六月一日)から施行する。ただし、附則 する法律(次条において「改正法」という。) 第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令

八三号) 附 則 (令和元年一二月一三日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による 月十六日)から施行する。 行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 法律等の一部を改正する法律(次条において 手続等における情報通信の技術の利用に関する 「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二

号 則 (令和六年三月三〇日政令第一六

附

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 令和六年四月一日から施